

整備スケジュールに関する意見のとりまとめ

整備スケジュールを決定するため、本市では以下の3点を判断材料として考えている。

- ・ 建設コストの減少 ・ ・ ・ 基本計画で整理した価格程度が望ましい
- ・ 設備そのものの耐用年数 ・ ・ ・ 建物や設備があと何年稼働できるのか
- ・ 地元理解の進展 ・ ・ ・ 近隣住民からの同意の目途

このうち、整備スケジュール決定に係る委員の意見を以下の通り整理した。

1 建設コストの減少に関する事項

東京オリンピック以降に建設需要も落ち着き、建設コストも下がってくると考えられる。

(建設需要の集中に関する今後の動向についての意見)

- ・ 今後、国内で建設需要が高まることはないと考えられる。
- ・ 国は広域処理を推進しているため、今まであった清掃プラントの3つが1つ程度に集約され、将来かなり少なくなると推察される。
- ・ 検討会資料は、環境省が公表している地域計画を基に作成した内容であるので、徐々に建設需要も落ち着き、オリンピック以降に、ゼネコンにも余裕が出て、建設コストが下がってくると推察できる。

(1者入札となる要因についての意見)

- ・ 発注方式にもよるが、民間事業者サウンディングの中で、入札参加意欲が沸かないような条件にしてしまうことが一因と考える。
- ・ 事業者であるプラントメーカーが、ゼネコンを探すのが難しくなっていることも一因と考える。

(整備コストを極力減らす方策についての意見)

- ・ 建設費に関しては、ゼネコンを探すことを考慮して、2者以上であっても高くなってしまいう傾向がある。
- ・ 運営費に関しては、プラントメーカーの自社対応のため、入札参加者数が増えるほど、落札率が低くなる傾向がある。
- ・ 予定価格の事前公表の有無もキーポイントの一つである。
- ・ プラントメーカーの数は全国的に限られているため、できるだけ複数の入札参加者が集まるような形態を取ることが、全体的なコストの縮減につながる。

- ・性能発注は設計込みの工事であり、工事に着手するまで2～3年かかるため、事業者は契約から3～4年先のリスクを見込んだ金額を設定してくる。このようなことから、市場価格の値上がりがあり、実際の価格と乖離してしまうのではないか。

2 既存ごみ焼却施設そのものの耐用年数に関する事項

建物や設備の耐用年数が限界に近づいており、早期に着手することが望ましい。

(建物の老朽化についての意見)

- ・建物の老朽化がひどく、耐震性能が不足しており、非常に危険度が高い。
- ・事業をすぐに再開しても築50年に差し迫る時期まで稼動することになるが、建物の寿命は50年といわれており、現時点で限界間際であり、早期の建て替えが必要である。
- ・少なくとも、これから稼動まで5～6年先まで維持しなくてはならないので、いち早く着手しないと建物が壊れてしまう恐れもある。

(設備の老朽化についての意見)

- ・基幹改良工事を行ってから14～15年経っているので、大規模更新が目前に控えているか、既に到来している状況にある。
- ・きちんと維持管理され、精密機能検査も行っており、建物ほど切迫していない。

(建物や設備の延命化についての意見)

- ・既に40年経過した現施設を最新工法で耐震改修し延命化するのは、建物及び設備の老朽化が進んでいる状況を踏まえると、考えるべきではない。
- ・現時点で極めて限界間際であるという見方をするのが普通であるが、応急的な措置を施す必要があるかどうかは検討した方が良い。

3 その他の事項

(市民生活や地元理解についての意見)

- ・事業再開の問題は、建設コストが大きいことだと思われがちだが、根本は市民生活が成り立たなくなること。
- ・限界間際の大規模な修繕が必要になると、市民生活に影響が出てしまう。
- ・地元住民にとって、現施設の存在自体が脅威となる可能性もある。

事業方式に関する意見のとりまとめ

基本計画では、DBO方式かBTO方式のどちらを採用するかは、市の長期財政計画や金利動向等を踏まえ発注までに決定することになっている。

一方で、焼却施設を建設する場合には圧倒的にDBO方式の採用事例が多く、BTO方式は他自治体の実績が少ないことから、以下の項目について委員の意見を整理した。

- ① 事業方式全般に関する事項
- ② BTO方式を導入した場合の定性的・定量的特性について
- ③ BTO方式を採用した場合の民間事業者の参加意欲を高める方法について
- ④ その他の事項

① 事業方式全般に関する事項

事業の対象範囲をごみ処理施設の運営・整備に限定した場合はDBO方式の方にメリットがある。BTO方式の導入にあたっては、費用の平準化が必要かどうかという政策的判断になる。

(DBO方式に関する意見)

- ・PFI的手法における他都市の全国的な調査結果によると、今年度の4月時点の統計で、97%がDBO方式を採用している。
- ・事業方式により、資金調達による金利が異なることから、ライフサイクルコストはBTO方式の方が高く、VFMはDBO方式の方が良い傾向となる。
- ・事業の対象範囲をごみ処理施設の整備・運営に限定した場合、DBO方式にメリットが出やすい傾向となる。
- ・ライフサイクルコストの有利さと、官民連携である程度の民間ノウハウを生かすという2点をパッケージ化して、コストエフェクティブな手法という意味だとDBO方式が適当である。

(BTO方式に関する意見)

- ・民間事業者が収益を得る仕組みをつくり、トータル的にごみ焼却施設の整備・運営事業の費用負担を少しでも減らせる可能性があるが、収益事業の地元調整も必要となってくる。
- ・応札業者が1者だけになりやすく、経済性を発揮する形で契約できるか非常に難しい。
- ・BTO方式に意欲を示すメーカーが少ないことや、競争性の観点から大方DBO方式

を採用するケースが多い。新たな取り組みの仕方の事例は、まだ出てきていないのが実態である。

② B T O方式を導入した場合の定性的・定量的特性について

B T O方式のメリットは、焼却施設整備に限らず、民間事業者の提案で収益サービスを自由に行うことができ、収益により公共の費用負担を減らすことができることである。

(事業範囲の拡大に関する意見)

- ・空間を使いながら様々な収益サービスを行うことにすれば、B T O方式の方に可能性はあると考えられる。
- ・B T O方式の場合、合築という概念が適用可能であるため、機能さえ満たせば民間事業者の提案で収益事業を行うことができ、行政の委託費を減らすなどの提案が可能。

(金融機関の関わり方に関する意見)

- ・金融機関はプロジェクトを担保にしてお金を貸しているため、プロジェクトの円滑な進行を金融機関の目線からチェックする機能が働くことになる。

(経済性や競争性に関する意見)

- ・事業方式によって落札結果に大幅な金額差が生じ、その差を埋めるだけの要素をB T O方式に対して見いだせるかがカギ。

(公共の事業への関わり方に関する意見)

- ・D B O方式で施設整備を行う場合、従来通り公共側が細かく監理するが、B T O方式の場合は、基本的に民間事業者が施工監理を行うことになる。

(地元住民の反応に関する意見)

- ・B T O方式となったときに、施設建設の主体が民間事業者になるため、近隣住民の方がどのような受け取り方をするかが不安要素である。

③ B T O方式を採用した場合の民間事業者の参加意欲を高める方法について

事業の範囲を広げて収益事業を取り入れるなどし、民間事業者に対してインセンティブが増すような仕組みをつくれるかどうかのカギ。

(売電インセンティブに関する意見)

- ・売電収入を沼津市に帰属させる場合、民間事業者に一所懸命発電しようとするインセンティブが働かないことから、売電収入は民間事業者に帰属させ、建設費や維持管理費を下げる方法もある。

(付帯事業や事業拡大に関する意見)

- ・愛知県豊橋市のバイオマス発電を導入したP F I事業では、契約時においてV F Mは55%であった。
- ・スポーツジム等に余熱利用して有料化・収益の出る運営にするなど、民間事業者のインセンティブが増すような仕掛けを作れるかどうか重要である。
- ・ごみ焼却施設整備に限らず、厨芥類の分別収集を導入してのバイオマス発電や太陽光発電などを事業範囲に加え、発電収益を民間事業者へ帰属させることで、支出負担を減らす方法もある。
- ・付帯収益事業については、再度民間サウンディングを実施し、実際にできるかどうか確かめる必要がある。
- ・民間事業者からすると、マーケットリスクが発生するため、そのリスクを取れる事業者とどのように共同企業体を組むかという仕掛けが必要になる。
- ・事業の範囲を広げていく方法もあるが、今までの清掃プラント建設という枠の中では難しい。
- ・事業範囲を広げるには、プラントメーカー主体ではなく、業種の異なる企業を主体にしないと難しい。
- ・これまで近隣住民の方に対して、ごみ焼却施設整備に限定して説明をし、同意をいただいていたが、B T O方式となったときに、ごみ焼却以外の収益事業や付帯事業に対してどのような反応があるかが不安要素である。

④ その他の事項

(清水町の適債性に関する意見)

- ・ D B O方式であれば公設なので通常どおり起債できる。
- ・ B T O方式の場合、イコールファイティングという考え方があるので、前例が確認できれば、起債して割賦払いできる可能性がある。
- ・ B O O方式で行った防波堤整備の事例では、イニシャルコストとランニングコストは明確にわかるため、年度ごとのイニシャルコスト分が起債対象になるのではないか。